

## 大崎市地域自治体制整備実証事業交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、おおさき市地方創生総合戦略に基づき、個性輝く小さな拠点づくりとネットワークの構築を推進するための地域自治組織の組織体制強化と地域の特性や資源を活かし、地域ニーズに即した事業の仕組みづくりの構築を目的に行う事業（以下「事業」という。）に要する経費について、大崎市地域自治体制整備実証事業交付金（以下「実証事業交付金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、大崎市補助金等交付規則（平成18年大崎市規則第60号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 実証事業交付金の交付対象者は、次に掲げる団体とする。

- (1) まちづくり協議会（大崎市まちづくり協議会条例（平成18年大崎市条例第25号）第2条に規定するまちづくり協議会をいう。）
- (2) 地域づくり委員会（大崎市まちづくり協議会条例施行規則（平成18年大崎市規則第24号）第4条に規定する地縁型の地域づくり委員会をいう。）

### (交付対象経費)

第3条 実証事業交付金の対象となる経費及び交付限度額は、別表第1のとおりとする。ただし、次に掲げる経費は、交付対象経費から除くものとする。

- (1) 事業を伴わない飲食に要する経費
- (2) 事業を伴わない備品の購入に要する経費
- (3) 専ら営利目的で行う事業に要する経費
- (4) 交際費、慶弔費など直接公益的な事業に結びつかない経費

(5) その他適当と認められない経費

2 前項に定めるもののほか、人件費、運営費及び初度設備費を交付するものとし、その内容及び交付限度額は、別表第2のとおりとする。

(地域支援コーディネーター)

第4条 地域における小さな拠点づくりとネットワークの構築を推進するため、交付対象者の活動する地域に交付対象者が雇用する地域支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を置き、次に掲げる業務を実施させるものとする。

- (1) 地域自治組織の組織体制強化又は地域で活動する地域づくり団体の支援
- (2) 地域自治を推進する中間支援組織等、これらの関係団体間のネットワークの構築
- (3) 地域自治組織が地域住民と地域づくりを推進するための具体的な方法等を定めた地域行動計画の策定支援
- (4) 地域づくり活動を担う人材を育てる体制づくりの支援
- (5) 地域の生活支援体制の準備に係る調査の実施
- (6) 地域の特性や資源を活かし、地域ニーズに即した事業企画の支援  
(実施団体の選定)

第5条 事業の実施団体の選定は、大崎市地域自治体制整備実証事業検証委員会（大崎市地域自治体制整備実証事業検証委員会設置規則（平成31年大崎市規則第2号）に基づき設置される委員会をいう。）による審査を経て行うものとする。

(交付の申請)

第6条 規則第4条第1項の規定による実証事業交付金の交付申請書の様式は、大崎市地域自治体制整備実証事業交付金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、市長が別に定める日までとする。

2 規則第4条第2項の規定により実証事業交付金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 団体概要調書（様式第2号）
- (2) 実証事業交付金事業計画書（様式第3号）
- (3) 実証事業交付金収支予算書（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類  
（交付の条件等）

第7条 実証事業交付金の決定をする場合において付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱を遵守すること。
- (2) 規則及びこの要綱に違反したときは、実証事業交付金の全部又は一部を返還させることができる。

2 第3条第2項に規定する人件費の執行に際し、コーディネーターの雇用に関しては、次に掲げる要件に留意するものとする

- (1) 地域の実情に通じた者又は地域づくりに意欲的な者であること。
- (2) 市の職員又は大崎市議会議員でない者であること。
- (3) 事業の透明性の確保や円滑な事業運営の観点から地域の実情に応じた雇用数とし、雇用に当たっては、第三者の意見を聴くなど、中立・公正性の確保を行い、雇用後も地域住民に対して、交付対象者が発行する広報誌等により周知を図るものであること。
- (4) コーディネーターが支援する範囲は、おおむね地域の小中学校区域であること。

（交付の決定）

第8条 市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否及び交付金額について決定し、大崎市地域自治体制整備実証事業交付金交付決定通知書（様式第5号）により通知しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条第1項の規定による実績報告書は、大崎市地域自治体制整備実証事業交付金実績報告書(様式第6号)によるものとし、その提出期限は、市長が別に定める日までとする。

2 前項の実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 実証事業交付金事業実績書(様式第7号)

(2) 実証事業交付金収支決算書(様式第8号)

(3) その他市長が必要と認める書類

(実証事業交付金の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による通知は、大崎市地域自治体制整備実証事業交付金確定通知書(様式第9号)によるものとする。

(実証事業交付金の交付方法)

第11条 実証事業交付金は、概算払により交付するものとする。

2 実証事業交付金の交付を受けようとする者は、第8条の通知を受けた日以後速やかに、大崎市地域自治体制整備実証事業交付金概算払請求書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

3 第2項の規定により支払われた実証事業交付金の交付額が、規則第14条の規定により確定した金額を超えるときは、精算により、その差額を市長に返納しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、実証事業交付金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1 (第 3 条関係)

交付対象経費	交付の範囲	交付限度額
地域行動計画策定費		20万円
地域における話し合いの実施に要する経費	地域の現状，課題，あるべき姿等についての「話し合い」を行うために要する経費（印刷製本費等）	
	話し合いのコーディネートに要する経費（交通費等）	
	話し合いの実施に伴う会場費等の支出に要する経費	
講演会及びフォーラム等開催に要する経費	先進地視察研修に要する経費（借上料等）	
	講演会及びフォーラムの企画，運営体制の構築及び調整に要する経費（印刷製本費等）	
	外部有職者などの講師等への謝金，交通費，宿泊費及び食糧費等	
	講演会及びフォーラム等の開催に要する経費（賃借料等）	
地域行動計画書作成に要する経費	地域行動計画書の製本に要する経費（印刷製本費等）	
	地域内及び地域外への配布に要する経費	
人材育成事業費		30万円
地域づくり又は人づくりを目的	講座及び研修会等の企画，運営体制の構築及び調整に要する経費	

とする講座や研修会等に要する経費	外部有職者などの講師等への謝金，交通費，宿泊費及び食糧費等	
	講座や研修会等実施に要する経費（使用料等）	
	地域の活性化に資する活動又は事業の実施に不可欠な専門的な知識及び技能の習得のために要する経費	
啓発に要する経費	講演会，研修会及びセミナー等の開催に要する経費（印刷製本費等）	
マッチング事業に要する経費	専門的なスキルや特技等を持つ人材と，これらの人材を求める地域とのマッチング等，魅力のある地域づくりを支援するために要する経費	
実態把握・調査研究費		30万円
地域における現状及び実態調査に要する経費	調査項目の検討・アンケート調査に要する経費（ただし，地域外のコンサルタント会社への委託を除く。）	
	ニーズ・情報収集に要する経費（旅費等）	
	関係者間の調整・意見交換会等に要する経費（印刷製本費等）	

<p>地域の活性化に 資する事業活動 の企画立案のた めの調査研究、 調整に関する経 費</p>	<p>地域住民と行政との協働による事 業の企画検討に要する経費（交通 費等）</p>
--	--

備考 年度の中で交付の決定を受けたものについては、交付の決定を  
受けた月から起算し、交付額を月割りした額を限度額とする。



別表第2（第3条関係）

区分	内容	交付限度額
人件費	コーディネーターの給与，賞与及びその他手当並びに事業実施に携わる者へ支出するもの	412万円
運営費	地域自治組織の運営及び活動拠点施設を維持管理するために支出するもの。ただし，公共施設等の建物の一部を無償で貸借し，活動拠点とする場合は，実費相当額のみとする。	20万円
初度設備費	交付対象者の事業の開始年度に係る活動拠点施設の備品購入費	30万円

備考 年度の中で交付の決定を受けたものについては，交付の決定を受けた月から起算し，交付額を月割りした額を限度額とする（初度設備費を除く。）。

様式第 1 号（第 6 条関係）

大崎市地域自治体制整備実証事業交付金交付申請書

年 月 日

大崎市長 様

名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

会長名 \_\_\_\_\_ ㊟

電話番号 \_\_\_\_\_

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、大崎市地域自治体制整備実証事業交付金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

- 添付書類
- 1 団体概要調書（様式第 2 号）
  - 2 実証事業交付金事業計画書（様式第 3 号）
  - 3 実証事業交付金収支予算書（様式第 4 号）
  - 4 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

団 体 概 要 調 書

団 体 名					
団 体 所 在 地		〒			
代 表 者 氏 名					
連 絡 先	事 務 担 当 者 氏 名				
	事 務 担 当 者 電 話 番 号				
	代 表 者 電 話 番 号				
団 体 の 概 要	設 立 年 月 日	年	月	日	会 員 数
	収 入 源				
	(活動目的)				
活 動 内 容	今までの 主な 実 績				

様式第3号（第6条関係）

実証事業交付金事業計画書

		団 体 名	
事業計画	年度の予定	地域行動計画策定について	
		人材育成等の取り組みについて	
		地域の実態把握及び調査研究について	
		職員の雇用計画等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>■コーディネーターの配置計画</li> <li>・配置と命令系統</li>   <li>・勤務体制</li>   <li>・勤務条件</li> </ul>
		組織運営方針について	
		初度設備について	
			地域の特性や資源を活かし、地域ニーズに即した事業について

様式第4号（第6条関係）

実証事業交付金収支予算書

歳入

（単位：円）

区分	歳入予算額	積算内訳
交付金		
雑収入		
計		

歳出

（単位：円）

区分	歳出予算額	交付 充当額	積算内訳
地域行動計画策 定費			
人材育成事業費			
実態把握・調査 研究費			
人件費			
運営費			
初度設備費			
計			

添付資料：雇用計画の写し

様式第5号（第8条関係）

大崎市地域自治体制整備実証事業交付金交付決定通知書

大崎市指令 第 号

(団体名)

(代表者)

年 月 日付けで交付申請のあった大崎市地域自治体制整備実証事業交付金については、大崎市地域自治体制整備実証事業交付金交付要綱第8条の規定により下記条件を付して、金 円を交付します。

年 月 日

大崎市長

記

- 1 規則及びこの要綱を遵守すること。
- 2 規則及びこの要綱に違反したときは、実証事業交付金の全部又は一部を返還させることができる。

様式第6号（第9条関係）

大崎市地域自治体制整備実証事業交付金実績報告書

年 月 日

大崎市長 様

名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

会長名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付け大崎市指令 第 \_\_\_\_\_ 号で交付決定を受けた大崎市地域自治体制整備実証事業交付金について、下記のとおり実施したので、大崎市地域自治体制整備実証事業交付金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 添付書類 1 実証事業交付金事業実績書（様式第7号）
- 2 実証事業交付金収支決算書（様式第8号）
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第9条関係）

実証事業交付金事業実績書

団 体 名		
活 動 内 容	地域行動計画策定 について	
	人材育成等の取り 組みについて	
	実態把握・調査研 究について	
	職員の雇用につい て	
	運営について	
	初度設備について	
地域の特性や資源を活か し、地域ニーズに即した事 業について		
備 考		



様式第8号（第9条関係）

実証事業交付金収支決算書

歳入

（単位：円）

区分	歳入決算額	決算内訳

歳出

（単位：円）

区分	歳出決算額	交付金 充当額	決算内訳

添付資料：領収書等の写し

様式第9号（第10条関係）

大崎市地域自治体制整備実証事業交付金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

大崎市長



年 月 日付け大崎市指令 第 号で交付決定した大崎市地域自治体制整備実証事業交付金については、年 月 日付けで提出されました大崎市地域自治体制整備実証事業交付金実績報告書に基づき、大崎市地域自治体制整備実証事業交付金交付要綱第10条の規定によりその額を 金 円に確定する。

様式第10号（第11条関係）

大崎市地域自治体制整備実証事業交付金概算払請求書

年 月 日

大崎市長 様

名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

会長名 \_\_\_\_\_ ㊞

電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付け大崎市指令 第 号で交付決定のあった大崎市地域自治体制整備実証事業交付金について、大崎市地域自治体制整備実証事業交付金交付要綱第11条の規定により、下記金額を概算払の方法により交付されるよう請求します。

記

請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

金融機関名 (郵便局以外)	銀行・農協・信用組合 信用金庫・労働金庫	本店・支店 本所・支所 出張所
口座番号	普通・当座	
フリガナ		
口座名義人		